



■問い合わせ
防災対策課 ☎ 57-8501

もしもの火災をしっかりと警告 安心サポート 「住宅用火災警報器」を 各世帯に1個無料配布します



※県・市営住宅は対象外。また、アパートなどの集合住宅で既に設置している場合も対象外です。



火災による被害を少しでも軽減するため、消防法で平成23年5月31日までに設置が義務付けされている「住宅用火災警報器」を全世帯へ無料配布します。

音声で知らせる 火災警報器を無料配布

◆対象となる世帯：平成21年8月1日に、香南市に住民登録がある世帯。ただし8月2日以降に市外へ転出された世帯は対象になりません。

◆配布物品：住宅用火災警報器を各世帯に1個（取付けは各家庭でお願いします）

◆配布場所：平日：本庁1階市民室・各支所
土日祝：本庁1階市民室・香南消防署

◆配布期間：平成21年9月14日(月)～11月30日(月) 8時30分～17時30分

◆受け取り方法：8月下旬に対象世帯へ発送する「通知兼申請書」と認め印を持参のうえ、指定された配布場所まで受け取ってください。

※通知兼申請書のコピーは無効となります。郵送された原本を必ず持参ください。

◇代理人申請：世帯主以外の人が受け取りにくる場合には「通知兼申請書」に代理人氏名・住所・電話番号を記入し、代理人の認め印を持参のうえ、受け取ってください。

取付け作業を 無料でサポート

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、重度の障害等があり、火災警報器の取り付けが困難な場合には、市が委託した地域の自主防災組織やシルバー人材センター等が、取付けを無料で行います。

◆申請方法：8月下旬に発送する火災警報器の通知書に申請書を同封しています。必要事項を記入の上、無料配布の申請書と併せて申請してください。

◆問い合わせ
高齢者介護課 ☎ 57-8510
福祉事務所 ☎ 57-8509

香南市総合防災訓練 開催

■開催日 9月6日(日) 9時00分～

■日程 ※雨天決行

- 8:55 … 地震発生
- 9:00 … 訓練開始
 - ▼ 地震・津波発生サイレンの放送
 - ▼ 各避難地で避難確認
- 9:30 … 避難訓練終了
 - ▼ 訓練終了後は各自主防災組織や地区の防災訓練などに参加してください
- 正午 … 終了



■市内全域訓練

全地区で避難訓練を実施します。避難訓練終了後、各地区で訓練がある場合は参加してください。

■主会場訓練【吉川小学校】

今年は吉川小学校グラウンドにて、午前10時から自主防災組織による倒壊家屋からの救出訓練や県防災ヘリコプター「りょうま」による人命救助訓練を行います。また、消火訓練、けむり体験、救急救命訓練、自衛隊車両(予定)・消防車・防災グッズの展示、炊き出しの無料配食などを行います。※見学者の駐車場は吉川支所北側です。



県防災ヘリコプター「りょうま」

■下水道

合併浄化槽の設置に関する指導基準が制定されました

平成21年5月1日付で、高知県浄化槽指導要綱の改正と、高知県浄化槽放流水の地下浸透に関する指導基準が新たに制定されました。

市においても、公共用水域などの水質保全や公衆衛生の向上を目的に、市内に設置される浄化槽に関し必要な事項を定めた「香南市合併浄化槽の設置に関する指導基準」を6月1日付で施行しました。

詳細は、市ホームページを参照、またはお問い合わせください。

■問い合わせ
市役所上下水道課

■年金

国民年金には独自の給付があります

国民年金の第一号被保険者には、独自給付があります。

■寡婦年金
保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が、年金を受けずに死亡した場合、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳まで支給されます。

▼寡婦年金額 夫が受けることができる老齢基礎年金の4分の3

※ただし、夫に障害基礎年金の受給権があったり、妻が繰り上げの老齢基礎年金を受けていた場合は支給されません。

■死亡一時金

保険料を3年以上(一部納付をした期間の月数は、一部納付の割合によって計算)納めた人が、年金を受けずに死亡した場合、遺族に支給されます。

保険料を納めた月数に応じて一時金の額が決まっています。(十二万円から三十二万円)

※付加保険料を納めた期間が3年以上ある場合は、八千五百円が加算されます。ただし、その人の死亡により遺族が遺族基礎年金の支給を受けられる時は支給されません。

■付加年金

定額の保険料に、月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

▼付加年金額 200円×付加保険料納付月数

※ただし、保険料の免除を受けられている人、国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることができません。

はできません

■問い合わせ

南国社会保険事務所
☎ 088-1864-1111
市役所市民保険課

■その他

8月は電気安全使用月間

感電などの電気事故は、7月から9月に集中しています。夏季は、皮膚の露出部分が多く、発汗により皮膚がぬれて電気が通りやすくなります。また、暑さや疲労から注意力が散漫になりがちなことの原因の一つです。

当協会は、他団体と協力して電気安全講習会の開催、電気設備の点検や不良設備の改修促進などの活動をしています。

■問い合わせ

(財) 四国電気保安協会高知支部山田事業所
☎ 52-0514



香南市生活支援特別給付金

市では、定額給付金や子育て応援特別手当を受け取ることができないDV(配偶者からの暴力)被害者の人や、離婚された人の生活や子育てを支援するため、生活支援特別給付金を給付します。申請書をお送りしますので、事前に総務課までご連絡ください。



■給付対象者

平成21年2月1日に市内に居住し、定額給付金及び子育て応援特別手当を受け取ることができない人で、次の①または②のどちらかに該当する人。

- ①DV被害のため住民基本台帳の住所と異なる居所に居住している人およびその人と同居している子など
- ②平成21年2月1日から平成21年4月1日までの間に離婚した世帯主以外の人およびその人と同居している子など

■給付額

▶対象者1人につき12,000円
(昭和19年2月2日以前に生まれた人および平成2年2月2日以降に生まれた人は20,000円)

▶対象者の中に、平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子が2人以上おり、かつ、第2子以降である平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子については、1人につき36,000円を加算します。※第2子の判定は、平成2年4月2日以後に生まれた子の中から年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。

■申請期間

平成21年8月1日から平成21年12月1日まで

■申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。申請書類を送付しますので、該当される人は、総務課にご連絡ください。